

職員の懲戒処分について（令和2年8月24日教育委員会議定例会）（議案第19号関係）

| | |
|---------|---|
| No. | 1 |
| 処分年月日 | 令和2年8月24日 |
| 処分の種類 | 停職4月 |
| 処分の理由 | 文書改ざん及び不適切事務 |
| | <p>(概要)</p> <p>被処分者は、次の文書改ざん及び不適切な事務処理を行った。</p> <p>(1) 令和元年9月の物品購入に係る支払遅延（2件、総額97,200円、約3か月）及び令和2年4月の物品購入に係る支払遅延（2件、総額58,740円、約1か月）を発生させ、これらの支払遅延を隠蔽することを目的に、請求書及び納品書を改ざんの上、その請求書及び納品書を行使し、県に支出させようとした。</p> <p>(2) 平成31年4月から令和2年3月までの期間における契約に係る支払遅延（28件、総額3,128,918円、最大約3か月）を発生させたほか、決裁を得ない状態における発注や、決裁文書や請求書の紛失などの不適切な事務処理を行った。</p> |
| 被処分者の年齢 | 40歳代 |
| 被処分者の性別 | 男性 |
| 被処分者の所属 | 事務局等 |
| 被処分者の職 | 主任 |
| 被処分者の氏名 | — |
| 備考 | 県央部 |

| | | |
|---------|--|--|
| No. | 2 | 3 |
| 処分年月日 | 令和2年8月24日 | 令和2年8月24日 |
| 処分の種類 | 戒告 | 戒告 |
| 処分の理由 | 管理監督責任 | 管理監督責任 |
| | (概要) No.1の事案に関し、令和元年度及び令和2年度において、上司として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。 | (概要) No.1の事案に関し、令和元年度及び令和2年度において、上司として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。 |
| 被処分者の年齢 | 50歳代 | 60歳代 |
| 被処分者の性別 | 男性 | 男性 |
| 被処分者の所属 | 事務局等 | 事務局等 |
| 被処分者の職 | 副部長級 | 総括課長級 |
| 被処分者の氏名 | — | — |
| 備考 | 県央部 | 県央部 |

【担当：組織人事担当（内線6133）】